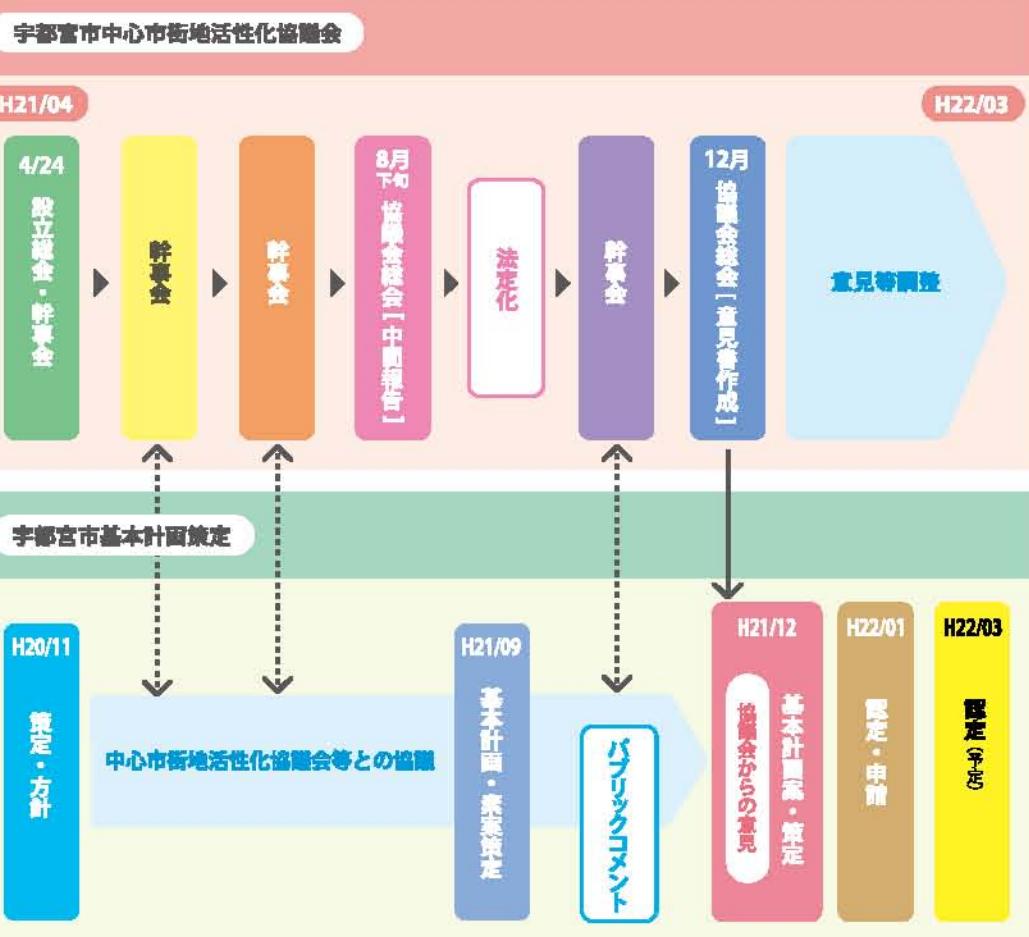


## 宇都宮市中心市街地活性化協議会スケジュール



協議会は、これから行政・民間・地域などと連携しながら活性化の方策等を協議すると共に、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するための組織として、2年目以降も活動を進めていくこととなります。

- ①高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能が「コンパクト」に集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。
- ②地域住民、事業者等の社会的、経済的文化的活動が活発に行われることで、より活力ある地域経済社会を確立すること。
- また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間および公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求するとしています。
- その中で活性化の目標を

中心市街地活性化法は、平成10年に施行されましたが、中心市街地の衰退の歯止めに必ずしも対応できていないことから、平成18年に大きく改正、同年9月には「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」が閣議決定（平成19年12月一部変更）されました。

（ジユール参照）  
中心市街地活性化法の基本計画認定のスキームは、宇都宮市が、「中心市街地活性化基本計画」を策定する際には、「中心市街地活性化協議会」の意見を聴いて内閣総理大臣の認定申請を行うこととなり（スキーム参照）、認定を受けた「認定基本計画」へは、国の集中的な支援が可能となります。

中心市街地活性化法は、平成10年に施行されましたが、中心市街地の衰退の歯止めに必ずしも対応できていないことから、平成18年に大きく改正、同年9月には「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」が閣議決定（平成19年12月一部変更）されました。

## 特集2 総合的な協議機関として発足 「宇都宮市中心市街地活性化協議会」が設立される



なお、協議会は当所と宇都宮まちづくり推進機構が共同で設立するものです。が、宇都宮まちづくり推進機構が法人化し「中心市街地整備推進機構」に認定されるまでは、協議会も認定前の任意組織として活動することとなります。（スキーム通り承認されました。

協議会長には、当所副会頭の須賀英之氏が就任し、幹事には当所常務理事渡辺政行氏、宇都宮まちづくり推進機構副理事長柿沼賢氏、宇都宮中心商店街活性化委員会斎藤公則氏ら14人が選出されました。

協議会の今後のスケジュールは、宇都宮市の基本計画策定のスキームとほぼ同時に進行される予定ですが、5月以降公共交通業や民間事業について具体的な協議を行い、本年12月には意見の取りまとめを行う予定です。（スキーム参照）

協議会には、協議会構成員や関係者等26人が出席し、「宇都宮市中心市街地活性化協議会規約」「幹事等の選出」「平成21年度事業計画等」について審議し、原案通り承認されました。

また、総会に先立ち、当所副会頭から、「中心市街地活性化協議会の役割は極めて重要である。協議会メンバーは有識者、商業者をはじめ事業の直接の権利者も参加することが法定化されていることを理解し、忌憚のない協議を期待します」と挨拶がありました。

（中略）

